

# 第5回延岡市農業委員会会議録

(令和2年11月27日)

1. 開催日時 令和2年11月27日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 17名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5		6	林早苗
7		8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 2名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 22名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17		18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 26 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について  
議案第 27 号 農地法第3条 賃借権の設定について  
議案第 28 号 農地法第3条 所有権の移転について  
議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)  
議案第 30 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)  
議案第 31 号 農地法第4条の許可申請について  
議案第 32 号 農地法第5条の許可申請について  
議案第 33 号 空き家に附属した農地の指定について

- 報告第 17 号 農地法第4条の届出について  
報告第 18 号 農地法第5条の届出について  
報告第 19 号 農地法第18条第6項の通知について  
報告第 20 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 8 号 延岡市農業振興地域整計画変更に係る意見について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠生 修	局長補佐兼 農地係長	甲斐 啓二	農政係長	竹内 祐子
主任主事	永友 孝生	主任主事	興梶 康大	主 事	永倉 由貴
囑託職員	中田 慎弓	総合農政課 主任主事	鈴木 豊光	北方産業建設課 主 査	堀川 裕貴
北浦産業建設課 専門技師	工藤 博一	北川産業建設課 副総括主任	茂 世津代		

## 8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
会長	皆さん、おはようございます。 新型コロナについて、再び宮崎県でクラスターが発生してしまいました。私たちが行っている農業についても、思うように出荷等できず、影響が出ておりますが、年末にかけて気を緩めることなく頑張っていきましょう。 それでは、ただ今から第5回、延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 17 名の出席でございます。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 6 番、林早苗委員と委員番号 15 番、菊池光雄委員のお二人をお願いしたいと思います。  本日の予定ですが、議案第 26 号、農地法第 3 条、使用貸借権の設定についてから議案第 33 号、空き家に附属した農地の指定についてまで、議案 8 件、報告案件 4 件、協議案件 1 件となっています。議案書の確認をお願いいたします。また、総会終了後には、11 月 17 日に開催した、第 2 回農業委員会に関する検討委員会の報告もお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。  それでは、議案第 26 号、農地法第 3 条、使用貸借権の設定について提案致します。整理番号 1 番から 2 番について、委員番号 16 番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。
花畑委員	おはようございます。委員番号 16 番の花畑です。整理番号 1 番、2 番につきましては農地を交換し有効活用する案件となりますので、まとめて説明したいと思います。 農地の所在は 1 番、2 番ともに北方町の上崎地区で畑 1 筆 1,366 m <sup>2</sup> と畑 2 筆の合計 1,065 m <sup>2</sup> を交換して耕作するために、使用貸借権の設定を行うものです。双方ともに北方町上崎地区に居住しております。11 月 23 日に現地調査を行いまして地域との調和要件等、何も問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 2 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 7 号につきましては、ただ今、花畑委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。

議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	<p>続きまして、議案第 27 号、農地法第 3 条、賃借権の設定について提案致します。整理番号 1 番ですが、この案件につきましては、横山博章農地利用最適化推進委員と関連がございますので、横山推進委員の退席後の審議といたします。横山推進委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(横山委員退席)</p> <p>それでは、整理番号 1 番につきまして、委員番号 17 番、片伯部芳徳委員より説明をお願いいたします。</p>
片伯部委員	委員番号 17 番の片伯部です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は東浜砂町で田が 1 筆の 421 ㎡です。貸人、借人ともに浜砂 2 丁目に在住で 5 年間の賃借権の設定となっています。借人の経営状況は 7,522 ㎡で労力人は 3 人。申請理由は農業経営規模拡大となっています。11 月 22 日に私、貸人、借人の 3 人で現地調査を行いました。本件の申請地の隣接地を借人が耕作しており、貸人からの希望により今回の申請に至ったようです。借人は農業に対する意欲経験等十分であり、特に問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 3 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 7 号につきましては、ただ今、片伯部委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。横山推進委員の入室をお願いいたします。
	(横山委員入室)

議 長	<p>続きます、議案第 28 号、農地法第 3 条、所有権の移転について提案致します。整理番号 1 番につきまして、委員番号 2 番、井本みつよ委員より説明をお願いいたします。</p>
井本委員	<p>おはようございます。委員番号 2 番の井本です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は北川町瀬口地区で、田と畑が合わせて 25 筆の 10,759.04 ㎡です。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係にあり、申請理由は後継者への経営移譲となっております。11 月 24 日に私、矢野推進委員、譲渡人で現地調査を行いました。何ら問題ないと判断しましたので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 2 番について、委員番号 16 番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。</p>
花畑委員	<p>委員番号 16 番の花畑です。整理番号 2 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町早日渡で畑 1 筆、田が 3 筆の合計 5,035 ㎡です。譲渡人と譲受人は親子関係になり、申請理由は後継者への経営移譲となります。11 月 23 日に私、木村推進委員と譲受人で現地調査を行いました。農地はきれいに耕作されており、地域との調和要件については問題ありませんでした。また、譲受人は農業に対する意欲・経験等十分であり、特に問題ないと判断しましたので、皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 4 ページから 5 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。</p> <p>また、第 7 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きます議案第 29 号、農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは議案第 29 号の農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明いたします。議案書は 9 ページから 24 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。契約内容につきましては、10 年間の使用貸借権及び 5 年間、10 年間の賃借権となっております。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経</p>

	<p>営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
片伯部委員	<p>議案書の農地の出し手の欄に、相続人代表という記述がありますが、これは未相続農地について代表者の申請があれば権利設定可能という意味合いでしょうか。</p>
総合農政課	<p>中間管理事業では、未相続農地であっても相続権者の過半の同意があれば、権利設定が行えるようになっております。ここに記載されている相続人代表という表記につきましては、相続人の代表者が単独で行っているという意味合いではありません。未相続農地につきましては、相続権者の過半の同意が得られており、その代表者の氏名を記載しているという表現となりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
片伯部委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他に、何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
	<p>続きまして、議案第 30 号、農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は所有権移転分です。それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 30 号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分をご説明いたします。議案書は 26 ページとなります。農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は片田町の田、1 筆、964 m<sup>2</sup>の所有権移転となっております。譲受人は小野町、片田町で水稻を中心に水田経営をされており、今回の農地も水稻を作付けする計画となっております。</p> <p>計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 31 号、農地法第 4 条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号 1 番について、委員番号 2 番、井本みつよ委員より説明をお願いします。</p>
井本委員	<p>委員番号 2 番の井本です。整理番号 1 番についてご説明いたします。所在は北川町の瀬口地区で畑 4 筆の 1,311 m<sup>2</sup>です。申請人は北川町在住の林業を営んでいる方です。平成 18 年頃に農地と知らずに植林してしまったようで、今回追認申請となります。事務局 2 名、県担当者 1 名、申請人、矢野推進委員と私の 6 人で現地調査を行いました。次ページの位置図に記載しておりますが、所在は鏡山の中腹にあり、周囲は 20 から 30 年ものと思われる杉山となっております。このような位置に農地があるとはとても思えないような立地であり、何も問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、整理番号 2 番について、委員番号 8 番、大戸孝一委員より説明をお願い致します。</p>
大戸委員	<p>委員番号 8 番の大戸です。整理番号 2 番についてご説明いたします。農地の所在は北浦町古江で畑 1 筆の 401 m<sup>2</sup>です。申請人は北浦町古江在住の方で、申請理由は畜舎となり、追認申請の案件です。今回の申請地は昭和 40 年頃にはすでに畜舎となっており、周囲は北浦総合支所や住宅地となっておりますので、農地への影響はありません。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号 1 番につきましては、第 2 種農地となっております。第 2 種農地の転用につきましては、付近に第 3 種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断いたしました。また、申請地は既に植林がなされておりますが、申請地の周辺に農地は無く山林であり、追認申請による始末書も提出されており許可相当と判断いたしました。</p> <p>尚、本件に関しましては、先月「植林に伴う農地転用の取扱いについて」協議し承認頂きましたが、早速の申請となったものでございます。</p> <p>次に整理番号 2 番につきましては、第 3 種農地となり立地基準に問題ないと判断いたしました。申請地は既に畜舎として建物が建てられており、追認申請ですが、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、支障なしとの事でございます。また、周辺に農地は無く営農への影響は無いため、許可相当と判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 32 号、農地法第 5 条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p>



	<p>それでは、整理番号1番について、遠田祐星農地利用最適化推進委員より説明をお願いします。</p>
遠田 推進委員	<p>第5地区推進委員の遠田です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は尾崎町で畑1筆の85㎡です。譲渡人は大貫町在住の方で、譲受人は春日町在住の方です。申請理由は駐車場として利用するためとなっております。</p>
議 長	<p>11月24日に松田委員、私、県の担当者、事務局、工事の施工業者で現地立会を行いました。次ページの地図を見ていただきたいのですが、申請地の南側は登記が宅地となっており、この場所に新たに住宅を建築するようです。今回の申請地は、その住宅の駐車場として利用することです。申請地の北側は住宅となっており、隣接する農地もないため、特に問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号1番につきましては、第2種農地となっております。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>今回の申請地は議案書32ページに記載していますが、申請地の北側は住宅が建っており、南側は登記上宅地となっているため、この土地に住宅を建築し、申請地の畑を駐車場として転用する計画となっております。</p> <p>なお、今回の申請につきましては、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとの判断がなされており、営農上、周辺農地への影響は無いと思われ、転用の実行性や計画内容につきましても妥当であり、許可相当と判断いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第33号、空き家に附属した農地の指定について提案致します。本件につきましては、今年5月1日から施行された「延岡市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準」に基づき、空き家に附属した農地の指定について申請されたものです。</p> <p>申請された農地につきましては、本定例委員会で審議し、議決を経て、『空き家に附属した農地』として指定する告示を行うものでございます。</p> <p>それでは整理番号1番について、委員番号16番、花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p>
花畑委員	<p>委員番号16番の花畑です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は北方町川水流で畑1筆、田2筆の合計1,781㎡です。11月25日に木村推進委員と現地調査を実施しました。次ページの図面を見て頂きたいのですが、家を囲むようにして斜面に農地が存在しております。畑には果樹を植えていますが、田につきましては、住宅の敷地を通らなければ耕作できないような位置に存在しております。人に貸して耕作してもらうのも条件的に厳しいものがあり、空き家に附属する農地として取り扱うことが望ましいと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>

議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。はじめに報告第 17 号、農地法第 4 条の届出についてご説明いたします。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書の 37 ページに記載されています。全部で 3 件の届出があり、畑が 7 筆の 36 8.9 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に報告第 18 号、農地法第 5 条の届出についてご説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。議案書の 39 ページから 40 ページに記載されています。全部で 6 件の届出があり、田が 5 筆の 479 m<sup>2</sup>、畑が 5 筆の 508.01 m<sup>2</sup>、合計 10 筆の 987.01 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 19 号、農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の 42 ページから 44 ページに記載されています。9 件の届出があり、田が 12 筆の 10,971 m<sup>2</sup>の合意解約となっております。</p> <p>最後に、報告第 20 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明いたします。この報告は相続により農地の権利を取得した届出です。議案書の 46 ページから 50 ページに記載されています。全部で 14 件の届出があり、田が 45 筆の 21,574 m<sup>2</sup>、畑が 32 筆の 10,463.46 m<sup>2</sup>、合計 77 筆の 32,037.46 m<sup>2</sup>となっております。この届出の内容につきましては議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委 員	ありません。
議 長	ないようですので、それでは次に、協議第 8 号、農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いします。
総合農政課	<p>総合農政課です。協議第 8 号農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。こちらは先ほど議案第 29 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画（案）となります。議案書の 52 ページから個別案件となっております。20 名の出し手から計 31 筆、21,690 m<sup>2</sup>の農地を、個人 5 名、1 法人へ配分する計画となっております。</p> <p>引き続き、曾木地区での集積の取組みになります。議案書は 55 ページから記載されており、出し手 36 名から 98 筆の農地を、個人 3 名、1 法人へと配分する計画となっております。説明は以上です。</p>

議 長	ただ今、説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。 ないようですので、以上を持ちまして第5回、定例農業委員会のすべてを終了いたします。
-----	---------------------------------------------------------------------------------

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      甲 斐 壽 徳

6 番      林      早 苗

15 番      菊 池 光 雄